

社会保険情報

年間平均使えるか？ 新卒社員の随時改定

健保


随時改定においても、年平均を用いる方法が認められると聞きました。たとえば、今年4月入社の従業員について、今秋以降、トータル1年以上勤務していない場合はどうなるのでしょうか。



1年未満も対象に含む

標準報酬月額の設定に関して、入社後の基本的な仕組みを確認します。標準報酬月額は、資格取得時に決定してから（法42条）、7月の定時決定で決まった額を、その年の9月から翌年の8月まで使用するが原則です（法41条）。

その間、固定的賃金に変動があり、2等級以上変動すれば随時改定（法43条）の手続が必要になります。

平成30年10月以降ですが、随時改定の特例（平30・3・1保発第8号）が設けられました。業務の性質上、繁忙期に残業が集中するなど通常の随時改定によると著しく不当になる場合は、現在の等級と年間平均額から算出した等級に「1等級」以上の差があれば、年間平均額を用いる保険者算定を申し立てることができます。

固定的賃金の変動が生じた昇・降給月以後の継続した3か月以外に報酬月額の年間平均の計算対象となる月は何か月以上必要かについて、少なくとも1か月以上必要としていて、入社して1年未満の者も対象としています（厚労省Q&A）。

社宅と住宅手当で差？ 社会保険料額どう影響

健保


当社では、家族手当を中心に手当の見直し検討を進めています。社会保険料の計算で、住宅に関して、住宅手当を支給する場合と、アパートなどを借り上げて社宅として貸与する場合とでどのような違いが生じるのでしょうか。



現物給付はメリットが

住宅手当は、その支給額の計算の基礎が月に対応するものであれば、法2条1項の報酬の範囲に含まれます（昭40・8・4保発第38号）。

社宅の貸与は、現物給与（健保法46条）に当たります。「報酬又は賞与の全部または一部が、通貨以外のもので支払われる場合においては、その価額は、その地方の時価によって厚生労働大臣が定める」とされており、告示（平30・2・28厚労省告示39号）が出されています。現物給与の価額から徴収額（負担額）を差し引いた額が現物給与価額となります。

すなわち、告示で定める畳1畳当たりの価額以上を徴収していれば報酬に算入されません。居間、茶の間、寝室、客間、書斎、応接間、仏間、食事室など居住用の室を対象とします（年金機構）。

前掲告示により令和6年4月から食事の額が変更されました。一方、住宅に関する畳1畳の額については、令和3年4月以降変更はありません。

